

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	岩手県葛巻町

葛巻町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 葛巻町農林環境エネルギー課
所在地 岩手郡葛巻町葛巻 16-1-1
電話番号 0195-66-2111
FAX番号 0195-66-4329
メールアドレス kuzumaki0602@town.kuzumaki.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、カラス、ハクビシン、カワウ、イノシシ
計画期間	令和 4 年度 ~ 令和 6 年度
対象地域	葛巻町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和 2 年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	コーン等 (デントコーン、スイートコーン)	被害金額 1,953千円 被害面積 3.0ha 被害数量 90,000kg
	飼料用サイレージ、乾燥ラップサイレージ	被害金額 243千円 被害数量 8,100kg
ニホンジカ	牧草、雑穀	—
カラス	デントコーン、ロールサイレージ	被害金額 1,339千円 被害面積 1.4ha
ハクビシン	飼料作物、果樹	—
カワウ	放流魚	—
イノシシ	飼料作物、水稻	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>【ツキノワグマ】</p> <p>町内全域で4月上旬から被害が発生し、春先からコーンの成熟までの期間でデントコーンサイレージの被害が頻発し、8月中旬の収穫時期からスイートコーン被害、遅れて乳牛用のデントコーン被害があり、10月中旬のデントコーンの収穫時期まで途切れなく被害が継続する等、人家脇まで被害があることから人的被害も懸念される。</p> <p>【ニホンジカ】</p> <p>町内全域に生息し、生息数は増加していると考えられる。近年では住宅地での出没もあることから農業生産者のみならず、住民生活への影響が懸念される。</p> <p>【カラス】</p> <p>町内全域においてデントコーン、スイートコーンへの被害や、ロールサイレージのラップシートに穴を開ける、牛舎に侵入し牛にいたずらをして出産前の牛や子牛を傷つけるといった被害が確認されている。</p>
--

【ハクビシン・カワウ・イノシシ】

生息数は不明であるが目撃情報がある。イノシシは平成30年12月頃、初めて目撃が確認され、近年ではデントコーンサイレージ被害や畑を掘り返すといった被害が確認されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

【ツキノワグマ】

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
被害金額	2,196千円	1,530千円
被害面積、数量	3.0ha 98,100kg	2.1ha 68,000kg

【カラス】

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
被害金額	1,339千円	930千円
被害面積、数量	1.4ha 67,000kg	0.9ha 46,000kg

※各対象鳥獣とも現状値より30%減を目標値とした。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 葛巻町猟友会(葛巻町鳥獣被害対策実施隊)に有害鳥獣の追払いや現地パトロールを委託し、状況により捕獲を実施している。 捕獲わなの作成。 	<ul style="list-style-type: none"> 猟友会構成員の高齢化及び担い手不足のため、体制維持について懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ツキノワグマ被害が頻発する地区において行政・関係機関が連携し、地域住民に対し電気柵の設置や草刈の指導を行い、ツキノワグマが出没しにくい環境づくりに取り組んでいる。 平成30年度から電気柵設置に対する補助金を交付することで、鳥獣被害防止を強化した。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地全体への電気柵設置には多額の費用負担が生じるため、設置が進まない。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

刈払い等の実施による緩衝帯の整備、安全で効果的なわな等の捕獲機材と、音・光などによる追払い措置の効果の研究及び導入の検討を行う。

また、捕獲の対策をより効果的に行うため、地元の農家を始め自治会など関係団体等と捕獲技術や被害防除について連携を強め対策を講じていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については葛巻町猟友会（葛巻町鳥獣被害対策実施隊）へ委託し、早期発見及び迅速な捕獲が実施できるように体制を整備している。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4 年度	ツキノワグマ ニホンジカ カラス ハクビシン カワウ イノシシ	捕獲については、対象鳥獣による被害状況に応じ、わなや銃器等の捕獲体制を検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。
令和 5 年度	ツキノワグマ ニホンジカ カラス ハクビシン カワウ イノシシ	捕獲については、対象鳥獣による被害状況に応じ、わなや銃器等の捕獲体制を検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。
令和 6 年度	ツキノワグマ ニホンジカ カラス ハクビシン カワウ イノシシ	捕獲については、対象鳥獣による被害状況に応じ、わなや銃器等の捕獲体制を検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【ツキノワグマ】</p> <p>町としての捕獲頭数目標は設定しないが、県の第二種特定鳥獣管理計画に基づきながら適正な捕獲を実施する。野生動物の個体数の減少を防ぐため、被害状況を考慮しつつ防除対策（注意喚起、誘引物の除去、防御や追払い等）を講じた上で、効果が得られない場合は必要最小限の捕獲を行うこととする。</p> <p>【ニホンジカ】</p> <p>農作物等被害の増加が予想されることから、効果的な捕獲方法を検討するとともに、可能な限りの捕獲を目標とする。</p> <p>【カラス】</p> <p>被害が広範囲にわたり見られることから、年間200羽の捕獲を目標とする。</p> <p>【ハクビシン・カワウ・イノシシ】</p> <p>今後被害の拡大が懸念されることから、可能な限りの捕獲を目標とする。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ツキノワグマ	設定しない（必要最小限）		
ニホンジカ	可能な限り捕獲する		
カラス	200羽	200羽	200羽
ハクビシン	可能な限り捕獲する		
カワウ	可能な限り捕獲する		
イノシシ	可能な限り捕獲する		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣の捕獲手段は、基本的に銃器及びわなによる。ただし、鳥類のわなによる捕獲は、カラスのみに限る。</p> <p>捕獲の実施予定時期は、農作物被害が発生する時期であって、4月から10月を中心とする。ただし、ニホンジカは被害に応じて年間を通じて捕獲する。</p> <p>捕獲予定場所については、農作物被害が発生する場所を基本とする。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性

- ・侵入防止策の設置、わなや散弾銃を使用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にニホンジカの出没情報・被害は拡大傾向にある。
- ・当地域の農作物被害は中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にある。
- ・射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度も上がり捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。

【参考】葛巻町猟友会（葛巻町鳥獣被害対策実施隊）9名（うち、ライフル銃所持者5名）

○取組内容

- ・ニホンジカの有害捕獲
捕獲手段：ライフル銃による捕獲
捕獲予定時期：4月～3月
捕獲予定箇所：町内一円
- ・ツキノワグマの有害捕獲
捕獲手段：ライフル銃による捕獲
捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし（権限移譲済み）	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	被害状況と被害地域の地理的条件を総合的に判断し、集落住民と協議の上、効果的な柵の種類や規模を決定し計画的に整備する。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4 年度	ツキノワグマ	被害多発地域においては、定期的な刈払いの実施による緩衝帯の整備や電気柵の設置・管理を実施する。 地域での被害防止対策の普及啓発に努める。
令和 5 年度	ツキノワグマ	
令和 6 年度	ツキノワグマ	

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

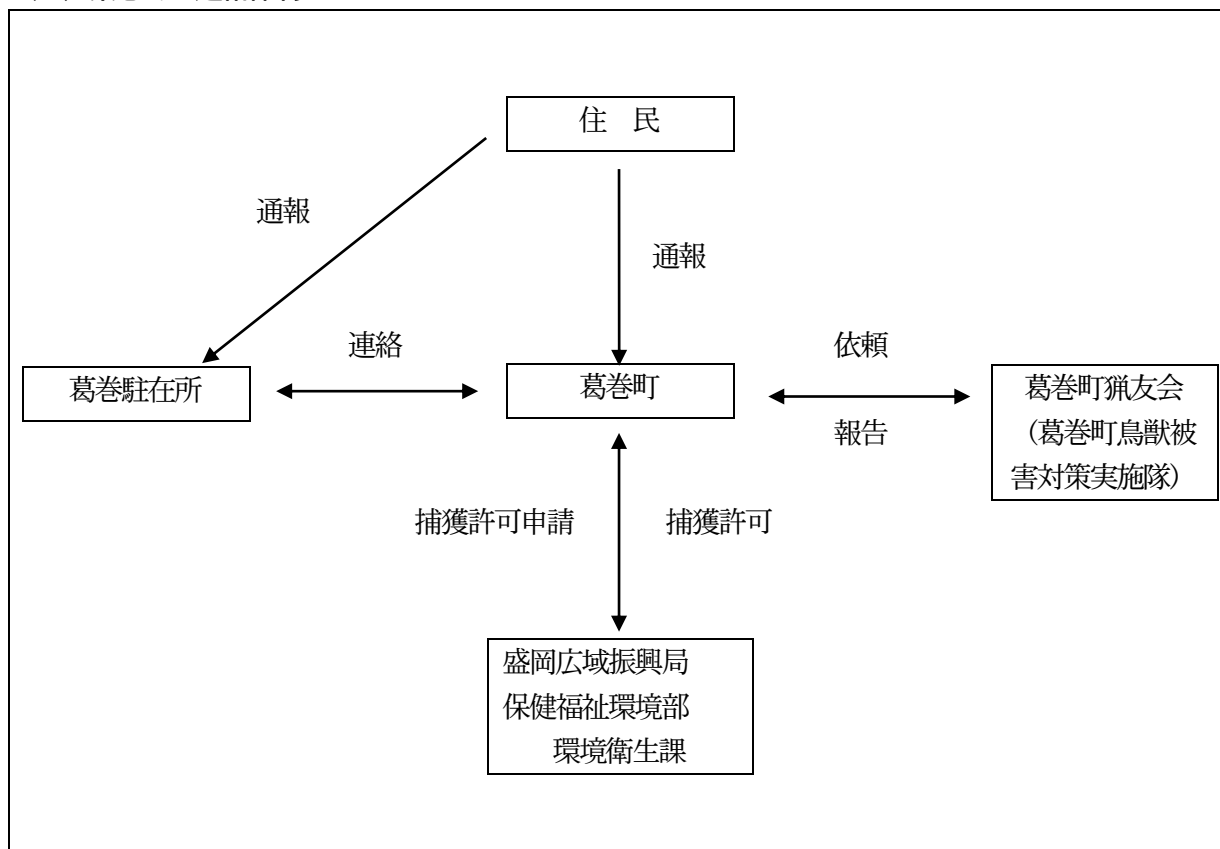
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
葛巻町	情報収集、連絡調整、有害鳥獣捕獲等の許可
盛岡広域振興局 保健福祉環境部環境衛生課	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
岩手警察署葛巻駐在所	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
葛巻町猟友会 (葛巻町鳥獣被害対策実施隊)	有害鳥獣捕獲活動の実施、意見提言

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法については、生態系に影響を与えないような方法で焼却及び埋設により適正に処理を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在、県内全域において放射性物質による出荷制限が出ていることや、町内に食肉処理加工施設がないことから、捕獲した鳥獣は焼却及び埋設により処理している。

出荷制限が解除された場合は自家消費による利用を中心とするが、費用対効果が見込める場合は食肉処理加工施設の整備を検討し、有効な利用を推進していく。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	葛巻町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
葛巻町農林環境エネルギー課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び有害鳥獣捕獲等の許可
新岩手農業協同組合	農作物の被害状況等の収集及び意見提言
葛巻町森林組合	林業の被害状況等の収集及び意見提言
葛巻町猟友会 (葛巻町鳥獣被害対策実施隊)	有害鳥獣捕獲活動に関する取り組みと意見提言
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
八幡平農業改良普及センター	有害鳥獣被害対策活動の指導、助言
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
盛岡広域振興局農政部 農業振興室農業振興課	鳥獣被害防止にかかる事業等の指導、助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

葛巻町鳥獣被害対策実施隊 平成29年4月1日設置 隊員9名
【主な活動内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の追払い ・有害鳥獣捕獲 ・捕獲技術の向上及び担い手の育成

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、新たな対象鳥獣の出現や大量発生により計画が現況に適さないと判断される時は関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の被害防止のため、行政、農協、森林組合、地元自治会などの関係機関による協力と連携により、地域で被害を防止していくという意識の高揚を図ると同時に、被害防止に関連する知識や技術の向上を目指し、鳥獣による農作物への被害防止の対策方法について普及啓発に努める。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。